

国民健康保険 資格証明書の交付について

1 国民健康保険の被保険者証等の種類

- (1) 被保険者証（「年間証」：有効期間 1 年）
【根拠法令：法第 9 条第 2 項・施行規則第 6 条第 1 項】
- (2) 短期被保険者証（「短期証」：特別の有効期間（最長 6 月））
【根拠法令：法第 9 条第 10 項】 【根拠例規：実施要領第 2 条、第 3 条】
- (3) 資格証明書（「資格証」：窓口負担 10 割）
【根拠法令：法第 9 条第 6 項・施行規則第 5 条の 6・施行規則第 6 条第 2 項】
【根拠例規：実施要領第 8 条】

2 国保税の滞納世帯への対応

- (1) 3 期以上の滞納がある場合
 - ・「年間証」は交付しない。
 - ・納付相談の勧奨をおこなう。
 - ・納付相談により分納誓約を結び分割して納付する場合は、約束分の納付確認後、「短期証」を交付する。
【根拠例規：実施要領第 2 条】
- (2) 納期限から 1 年間、納付がない場合
 - ・弁明の機会付与通知書を送付し、弁明の機会を付与する。
【根拠例規：実施要領第 5 条、第 6 条】 【根拠法令：行政手続法第 13 条】
 - ・弁明の機会付与通知と併せて納付相談の勧奨をおこなう。
 - ・納付相談により分納誓約を結び分割して納付する場合は、約束分の納付確認後、「短期証」を交付する。
 - ・弁明書が提出期限までに提出されない場合や弁明によっても処分が正当と認められる場合は、被保険者証が返還されたとみなし「資格証」を交付する。
【根拠法令：規則第 5 条の 7 第 2 項】 【根拠例規：実施要領第 7 条、第 8 条】

【根拠法令】

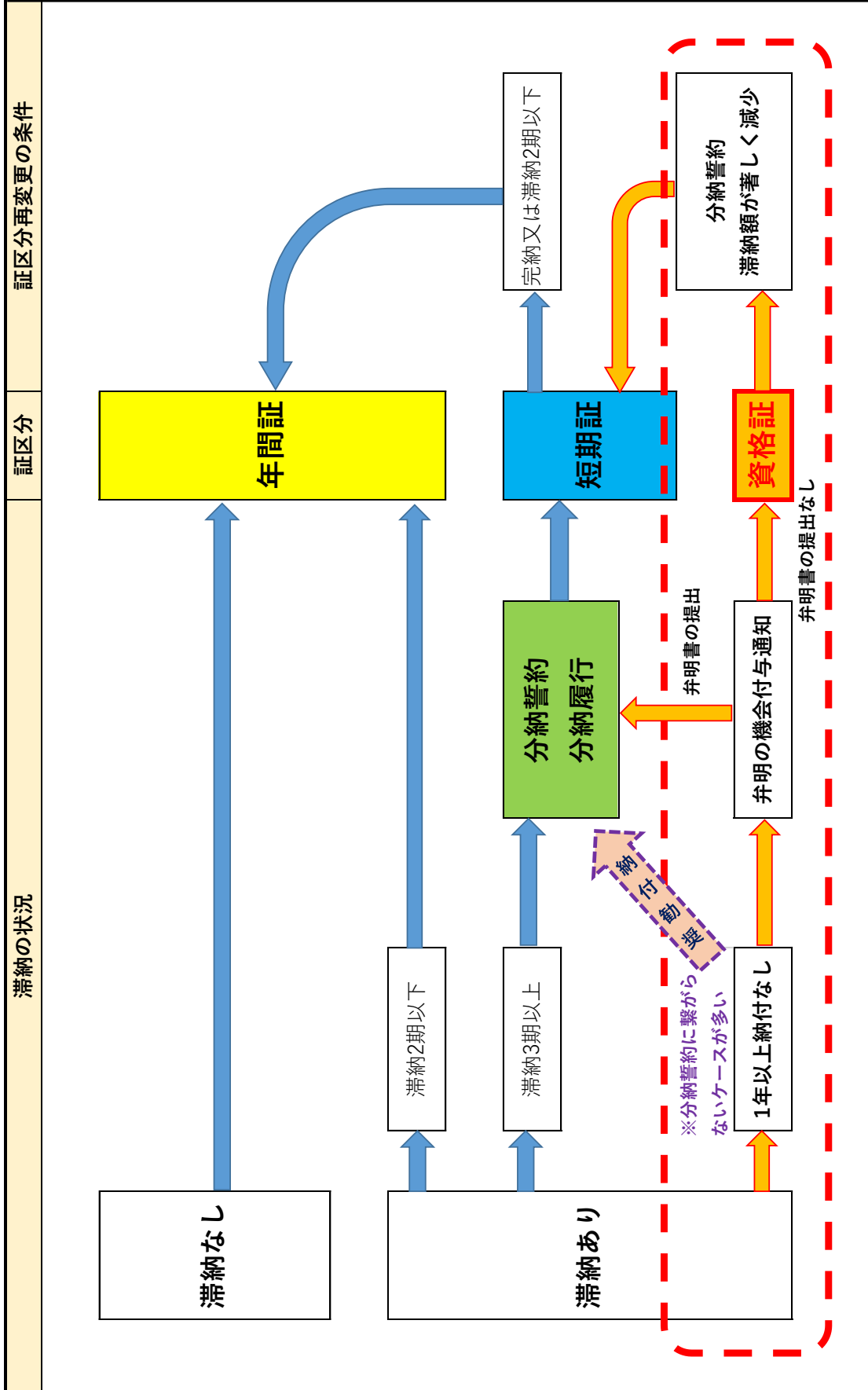
法：国民健康保険法

施行規則：国民健康保険法施行規則

【根拠例規】

実施要領：南アルプス市国民健康保険税滞納者対策実施要領

資格証交付フロー



資格証交付の効果と課題

○効果（メリット）

- ①法令が適正に運用され、納税世帯との公平性を確保することができる。
- ②県広域化に合わせ、県内他市と統一的な取り扱いとなる。
- ③納税相談等をおこなっていない滞納世帯への折衝機会となる。
- ④社会保険加入等による国保資格喪失者等で未届の者への手続き勧奨につながるのと同時に、適正な手続きにより収納率の向上につながる。
- ⑤被保険者証の有効期限切れで証を持たない世帯の解消ができる。
- ⑥医療機関受診の際、自己負担割合 10 割にはなるものの保険診療が適用され、後日、保険者負担分の請求ができる。

●課題（デメリット）

医療機関受診の際、自費（負担割合 10 割）診療となるため、医療機関への支払いが困難となるケースが想定される。

⇒支払いが困難となった被保険者から相談があった場合の対応

- ・改めて保険税滞納の解消に向けた分納相談により短期証への切り替えをおこなう。
- ・特別の事情で納付が困難な被保険者については、生活困窮者支援や生活保護等の庁内相談担当窓口につなげていく。

<補足説明>

効果①H30.4月現在で年間証世帯（未納が2期以下）は、全体の93.6%を占めている。

納税者の公平性確保のため、滞納世帯に対する厳正な対応が必要と考える。

効果②県内の全13市のうち11市で資格証が発行されている。本市を含む残る2市においては、平成30年度に発行を予定している。

効果③資格証対象候補世帯は、1年以上納税折衝ができていない世帯。

効果④すでに社会保険加入により、別の保険証を持っている被保険者に、国保に加入したまま未届の状況であることを再認識してもらう機会となる。

また、適正な資格喪失手続きがおこなわれれば、滞納国保税の減少、収納率の向上につながることを期待される。

効果⑤1年以上折衝機会がない世帯については、被保険者証が有効期限切れとなっていて、国保加入を証するものを何も持っていない状況である可能性が高い。

効果⑥資格証がない場合、医療機関によっては自己負担が10割を超える自由診療となる場合もあるが、資格証により10割負担で受診できる。

また、窓口で支払った医療費のうち保険者負担分については、受診後、保険者に特別療養費の支給申請をすることができる。